

入 湯 税 に 係 る 帳 簿

年 月分

鉱泉浴場施設の名称		宿 泊 利 用						日 帰 り 利 用						課税対象となる 入湯客数合計 (人) ⑤	納入すべき 納入金の額 (円) ⑥ (⑤×150)
日	当該施設の 利用者総数 (人) ①	入湯客総数 (課税標準) (人) ②	課 税 免 除 と な る 入 湯 客 数 (人)				課税対象となる 入湯客数 (人) ④ (② - ③)	当該施設の 利用者総数 (人) ①'	入湯客総数 (課税標準) (人) ②'	課 税 免 除 と な る 入 湯 客 数 (人)					
			小学生以下 ⑦ (※1)	1,000円以下 ⑧ (※2)	修学旅行 その他学校行事 ⑨ (※3)	その他 ⑩				合計③ (⑦ + ⑧ + ⑨ + ⑩)	小学生以下 ⑦' (※1)	1,000円以下 ⑧' (※2)	修学旅行 その他学校行事 ⑨' (※3)	その他 ⑩'	合計③' (⑦' + ⑧' + ⑨' + ⑩')
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
21															
22															
23															
24															
25															
26															
27															
28															
29															
30															
31															
合計															

※1 12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者
 ※2 入湯に要する費用として1,000円以下の料金（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）を負担して入湯する者
 ※3 学校（学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼稚園型認定こども園をいう。）が実施する修学旅行その他の行事に参加している幼児、児童、生徒若しくは学生又はこれらの者を引率する者
 注1 この帳簿は3年間保存してください。